

令和6年度から「二宮町地域における小学校就学前の子どもを  
対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」が始まります。



### 事業概要

地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本町の定める基準に適合した集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付します。

※本事業は、「地域子ども・子育て支援事業」（法定13事業）のうちの「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に位置付けられています。（子ども・子育て支援法第59条第4号）。

### 対象経費・支給額等

対象経費： 幼児教育・保育の無償化の給付を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等（次項参照）を利用する町内在住の満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料

支給額： 対象幼児1人あたり月額20,000円を上限として対象施設へ支払った利用料

支給先： 保護者個人（保護者からの支給申請を受けて年度末に当年度分を支給）

※対象となる方には利用対象施設を通じてご案内します。

### 対象施設

本事業の対象施設になるには、次の要件に全て適合したうえで必要書類（二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条参照）を添えて申請し、本町から対象施設等としての認定を受けることが必要です。

- ①標準的な開所時間が、概ね1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上であること
- ②企業主導型保育事業でないこと
- ③認可保育所、認定こども園、幼稚園として認可を受けていないこと
- ④小規模保育事業・家庭的保育事業・事業所内保育事業として認可を受けていないこと
- ⑤申請日が属する年度の前年度5月1日時点において、幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない満3歳以上の幼児の数が、施設等を利用する満3歳以上の幼児の半数以上であること
- ⑥二宮町地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱別表の「対象施設等の決定基準」に全て適合すること

